

令和2年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年4月10日(金)午後1:30~2:30

2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (2人) 2番長井進、7番谷地村久人

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第5 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和2年第4回4月の総会)

議長	<p>本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回</p> <p>新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議事録署名委員には4番工藤勉君、並びに、6番橋端哲美君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>2ページをお開きください。</p> <p>報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。</p> <p>農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。</p> <p>理由は借受人が借受けた農地の地形には勾配があり、作付けする作物と条件が合わなかったため合意解約するものです。</p> <p>3ページに議案書の写し、4ページに合意解約書、通知書の写しを添付してあります。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に対して、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に日程第4、議案第8号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>5ページをお開きください。</p> <p>日程第4、議案第8号、農地法第3条第2項第5号の規定による、別段面積の設定について説明いたします。</p>

	<p>農地法第3条の許可要件である下限面積については、農地法第3条第2項第5号の規定により、新郷村では農地の権利取得後において耕作の事業に供すべき農地の合計面積及び耕作または、養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が30アール以下の場合許可できないこととなっております。</p> <p>また、農業委員会の適正な事務実施についての通達により、農業委員会は毎年別段面積の設定または、変更の必要性について審議することとなっております。</p> <p>事務局としては5ページ議案書記載のとおり、引き続き村全域を30アールとし、</p> <p>別段面積設定理由として、農地法施行規則第17条第2項を適用するため問題ないと考えております。</p> <p>なお、6ページに告示（案）を添付してありますので参考に願います。</p> <p>また、今回の総会でご承認を頂きましたら、同法施行規則第18条により告示を行いますのでご了承願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>（質疑意見なし）</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第8号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第5、議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第10号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借が3件、売買2件です。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>議案第9号、受付番10号の申請は親子間で使用貸借権を設定するものです。</p> <p>設定期間は20年です。</p>

	<p>8 ページに議案書の写し、9 ページに農地法3条1項の調査書、10 ページに許可申請書の写し、11 ページに契約書の写し、12 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、9 ページに農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第10号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第9号、受付番号第10号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号、受付番号第10号を原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第11号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>13 ページをお開きください。</p> <p>議案第9号、受付番号第11号の申請は、譲渡人が農業経営を譲受人の息子に経営移譲するため申請されたものです。</p> <p>譲受人は以前から農業に従事していましたが、初めて農地を取得するため、営農計画を作成しております。</p> <p>また、認定農業者も3月18日に取得しております。</p> <p>設定期間は20年です。</p> <p>13 ページ、14 ページに議案書の写し、15 ページに農地法3条1項の調査書、</p> <p>16 ページ、17 ページに許可申請書の写し、18 ページに使用貸借契約書の写し、</p> <p>19 ページに営農計画書の写し、20 ページから22 ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また15 ページに、農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び</p> <p>地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>

	以上、受付番号第 1 1 号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第 9 号、受付番号第 1 1 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 9 号、受付番号第 1 1 号を原案のとおり決定しました。 次に議案第 9 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第 1 2 号については、8 番佐藤哲委員が利害関係人となっている事案でありますので、農業委員会に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで 8 番佐藤哲委員は退室してください。
	(佐藤委員退室)
議長	それでは、受付番号第 1 2 号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2 3 ページをお開きください。 議案第 9 号、受付番号第 1 2 号の申請は譲渡人が引き続き農業者年金の受給のため使用貸借権の再設定をするものです。 設定期間は 1 0 年間です。 農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、2 3 ページの議案書記載のとおりです。 2 3 ページに議案書の写し、2 4 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、2 5 ページに許可申請書の写し、2 6 ページに使用貸借契約書の写し、2 7 ページから 2 9 ページに 位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また、2 4 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。 以上、受付番号第 1 3 号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。

	議案第9号、受付番号第12号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号、受付番号第12号を原案のとおり決定しました。 8番佐藤哲委員を入室させてください。
	(佐藤哲委員入室、着席)
議長	次に議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第13号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	30ページをお開きください。 議案第9号、受付番号第13号の申請は、譲渡人が農業経営の縮小を考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致したため、申請されたものです。 売買価格は、議案書記載のとおりです。 30ページに議案書の写し、31ページに農地法3条1項の調査書、32ページに許可申請書の写し、33ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また、31ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 以上、受付番号第13号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第9号、受付番号第13号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号、受付番号第13号を原案のとおり決定しました。 次に議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第14号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>34ページをお開きください。</p> <p>議案第9号、受付番号第14号の申請は、譲渡人が農業経営の縮小を考えていたところ、譲受人が新規に農業経営を考えていたことで申請されたものです。</p> <p>譲受人は取得した農地に販売のための杉、松の苗を作付けするとのことでした。</p> <p>売買価格は、議案書記載のとおりです。</p> <p>34ページに議案書の写し、35ページに農地法3条1項の調査書、36ページに許可申請書の写し、37ページに営農計画書の写し、38ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、35ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第14号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第9号、受付番号第14号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号、受付番号第14号を原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第6、議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>39ページをお開きください。</p> <p>日程第6、議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>整理番号2の9号、受付番号第9号について説明いたします。</p> <p>令和2年3月4日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>受付番号第9号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、40ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p>

	<p>41ページに新郷村長からの協議文書、43ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、42ページにあおもり農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、45ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の9号、受付番号第9号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第10号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号を原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和2年第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者